

# 特記仕様書

## 令和6年度 大井川港港湾施設点検業務委託

### 1 業務の目的

本業務は、対象の港湾施設及び海岸保全施設について、「港湾の施設の点検診断ガイドライン（平成26年7月、令和3年3月一部変更）」に基づき、施設の一般定期点検を行うものである。予防保全の考え方にに基づき、港湾施設を計画的かつ適切に維持管理し、施設の安全性を確保することを目的とする。

### 2 業務内容

#### (1) 業務委託箇所

焼津市 飯淵 地内

#### (2) 業務委託内容

施設測量調査	対象施設	
	係留施設	前浜 1号物揚場
		前浜 2号物揚場
		前浜 3号物揚場
		東物揚場 2号
		東物揚場 3号
		東物揚場 4号
計画準備	・現地調査業務を行うにあたって、事前に業務全体の目的及び内容を把握し業務手順及び遂行に必要な事項を企画立案し、業務計画書を提出する。 ・対象施設の点検方法について監督員との打合せ協議において確認すること。	
機材運搬	・機材運搬はトラックによる。	
目視調査(1) (陸上からの踏査)	・陸上から施設全体の目視可能な部材について劣化・損傷状況などの目視調査を行い、記録等を整理する。 ◇数量： <u>調査面積 A=3,746m<sup>2</sup></u> （別添内訳参照）	
目視調査(2) (海上からの踏査)	・船上にて施設全体の海面上の部材について劣化・損傷状況等の目視調査を行い、記録等を整理する。 ◇数量： <u>調査面積 A=1,426m<sup>2</sup></u> （別添内訳参照）	
報告書作成	・調査目的、調査内容、調査結果を整理して報告書を作成する。	
事前協議	・現地調査実施計画書による事前協議を行う。	
中間報告	・中間報告を行う。	
最終報告	・最終報告を行う。	

納入成果品	・納入成果品は、下記のとおりとする。 調査報告書、記録簿 : 1部 電子媒体 (CD-R) : 2部
-------	--

### (3) その他

調査にあたり、港湾施設に異常が発見された場合、速やかに監督員に報告すること。

業務内容、納入成果品等及び本特記仕様書に定めのない事項については監督員との打合せ協議において確認すること。